資料2

長野市自然環境保全条例の改正について

環境部環境保全温暖化対策課

【長野市自然環境保全条例】

・市内の自然環境の保全を目的とし、平成15年に制定・施行

・開発が進む飯綱高原を「自然環境保全地域」に指定し、建築行為、土地造成行為等を許可制としている。

【平成17年合併からの経緯】

・平成17年合併により、旧町村の条例は原則として失効し、長野市の条例が統一的に適用されている。

・例外として、「旧・戸隠村自然保護条例」「旧・大岡村観光開発基本条例」は、合併協議の結果、特例として存続することとなり、現在まで戸隠・大岡地区にそれぞれ適用されている。

【条例の整理統合に向け】

・合併から20年余りを経過した現在、旧村条例の運用状況等を検証した上で、地域特性や現在の社会情勢を勘案し、旧村2条例の規制を整理して長野市自然環境保全条例へ統合し、一体的に運用していきたい。

合併に伴う市・村の自然環境保全関係条例の経緯

年月	戸隠村	大岡村	長野市
昭和48年3月		大岡村観光開発基本条例施行	
平成2年2月			飯綱高原の自然保護及び調和のある整備に関する要綱
平成3年4月	戸隠村自然保護条例施行		
平成12年			「飯綱要綱」に代わる強制力のある条例の検討開始
平成15年3月	長野市へ合併協議申し入れ 合併協議における調整案(自然保護条例関係): 長野市の制度に統一する。ただし、自然環境保全地域の指定については、合併後に行う。		
平成15年9月			長野市自然環境保全条例施行 ・飯綱高原を自然環境保全地域に指定
平成16年5月	合併協定締結 合併協定書(条例、規則等の取扱い): 長野市の条例、規則等を適用する。ただし、調整内容を踏まえ、条例等の一部改正を行う。		
平成17年1月	合併 長野市自然環境保全条例に附則を追加: 当分の間、戸隠・大岡地区においては、旧村条例の規定の例による。 ※「例による」とは、失効した旧法令を引き続き適用すること。		長野市自然環境保全条例の一部改正条例施行
現在まで	旧・戸隠村自然保護条例を適用	旧・大岡村観光開発基本条例を適用	長野市自然環境保全条例により飯綱高原における開発を規制

条例の概要・比較

	旧・戸隠村自然保護条例	長野市自然環境保全条例
規制区域	戸隠地区全域	自然環境保全地域の指定区域（飯綱高原エリア）
規制行為と主な許可基準	（1）井戸の掘削 ・既設井戸から500m以上隔離	（1）井戸の掘削 ・既存井戸から300m以上隔離
	（2）10,000㎡以上のゴルフ場・スキー場の造成 ・開発地周辺20m以上の森林確保	（2）3,000㎡以上の土地の形質変更 ・用途制限あり（開墾、道・水路造成、工作物の新築、土石採取、駐車場、グラウンドの設置等に限る）
	（3）延床500㎡以上又は高さ13m以上の建築物等の新築・増改築 ・水道施設から離隔20m ・建蔽率20%以下 ・塀など遮蔽物は原則不可	（3）延床50㎡超の建築物等の新築・増改築 ・高さ13m以下 ・建蔽率40%以下、容積率80%以下 ・建築面積2,000㎡以下 ・勾配30°以下 ・幹線道路から10m、境界線から5m離隔 ・塀など遮蔽物は原則不可
	（4）1,000㎡以上又は5戸以上の宅地及び別荘開発 ・街路幅員5m以上 ・公共用道路から10m隔離、隣地界3m緑地残置 ・平均傾斜30°以上不可	（4）分譲地の造成 ・1区画700㎡以上 ・幹線道路から10m緑地残置
	（5）地下資源の採取（面積500㎡又は容積1,500㎥ 以上）又は土石の処分（1,500㎡又は高さ5m超）	（5）鉱物採掘・土石採取
		（6）木竹の伐採、水面の埋立、排水の放流・地下浸透

条例の概要・比較

	旧・大岡村観光開発基本条例	長野市自然環境保全条例
規制区域	大岡地区全域	自然環境保全地域の指定区域（飯綱高原エリア）
規制手法	協議／届出（協定）制	許可制
規制行為と主な基準	（1）地下水の利用（協議） ・鑿井；原則として3.3ha以上の開発造成に伴うものであること 既存深井戸・せぎから300m以上隔離 ・湧水；水利権者の同意	（1）井戸の掘削 ・既存井戸から300m以上隔離
	（2）別荘団地、一般住宅団地の造成等（届出（協定）） ・階層は2階以下、高さ13m以下 ・建蔽率20%以下 ・1区画1,000㎡以上 ・主要幹線道路20m以上の保存緑地確保 ・塀など遮蔽物は原則不可 ―――――――――――――――――――― （その他の基準） ・土地造成・道路整備等に関する基準 ・屋外広告物に関する基準	（2）3,000㎡以上の土地の形質変更 ・用途制限あり（開墾、道・水路造成、工作物の新築、土石採取、駐車場、グラウンドの設置等に限る）
		（3）延床50㎡超の建築物等の新築・増改築 ・高さ13m以下 ・建蔽率40%以下、容積率80%以下 ・建築面積2,000㎡以下 ・勾配30°以下 ・幹線道路から10m、境界線から5m離隔 ・塀など遮蔽物は原則不可
		（4）分譲地の造成 ・1区画700㎡以上 ・幹線道路から10m緑地残置
		（5）鉱物採掘・土石採取
		（6）木竹の伐採、水面の埋立、排水の放流・地下浸透

合併後の旧村条例の適用状況

旧・戸隠村自然保護条例		
規制行為	**累計許可件数**	**備考**
建築物の新設等	2件	建築面積500㎡未満の建築物は許可不要のため、いずれも事業所増設案件 なお、介護施設建設や地場農産物加工事業所から増築の相談があったが、条例基準（建ぺい率20%以下）を満たせないため申請に至らない事案あり
工作物の新設等	18件	無線基地局、電柱
土石の採取	7件	戸隠南部（栃原、祖山）に集中
井戸の掘削	2件	飲料水販売目的の相談に対して、許可基準（地下水採取の必要性・非代替性）を満たせないものとして、許可見込みなしと回答した事案あり
宅地及び別荘開発	0件	

旧・大岡村観光開発基本条例		
規制行為	**累計許可件数**	**備考**
開発	1件	キャンプ場。当初条例が想定していた別荘団地・一般住宅団地の開発は行われていない
井戸の掘削（鑿井）	1件	上記キャンプ場開発に伴うもの なお、飲料水販売目的の相談に対して、許可基準（3.3ha以上の開発に伴う井戸掘削に限り許可）を満たせないものとして、許可見込みなしと回答した事案あり。
湧水の利用	0件	

飯綱高原自然環境保全地域における適用状況（平成17年度以降）

規制行為	累計許可件数	備考
建築物の新設等	119件	住宅新築91件、増築28件。開発ニーズは依然として旺盛
工作物の新設等	54件	主に無線基地局、電柱の設置、改修
土地の形質変更	30件	主に宅地・駐車場造成
土石の採取	0件	
木竹の伐採	61件	主に建築物等の新設に伴うもの
井戸の掘削	0件	
排水放流・地下浸透	56件	合併浄化槽の設置に伴うもの
事前協議	3件	3,000㎡以上の土地の形質変更をしようとする場合に必要。 適用事案は、飯綱マレットゴルフ場、飯綱高原サッカー場の市営事業2件と個人住宅新設1件の計3件
自然環境影響調査	3件	3,000㎡以上の開発行為をしようとする場合に必要。 開発行為…ゴルフ場、スキー場、宅地の開発等の自然環境を損傷するおそれのある行為

・事前協議、自然環境影響調査は、自然環境が保持された土地を開発する場合を想定した手続だが、駐車場をサッカーコートにする場合などにも一律に適用される点に課題がある。

条例の見直しの方針 （1）地域別の見直し方針

飯綱高原

・今後も開発ニーズが見込まれるため、現行の規制を維持

・事前協議、自然環境影響調査は、事案に応じた自然環境保全配慮を促す仕組みとなるよう見直し

戸隠地区

・飯綱高原と連坦するエリアは、自然環境と調和した開発を誘導する必要があるため、旧村条例の規制を原則維持しつつ、飯綱高原より厳しい許可基準は緩和するなど整合を図った上で長野市自然環境保全地域へ編入

・国立公園、重要伝統的建造物群保存地区の区域は、二重規制となるため、長野市自然環境保全地域に含めない。

・それ以外のエリアについては、周辺他地区との均衡から、旧村条例の規制を廃止

大岡地区

・1ha以上の開発については、長野県自然環境保全条例のほか、都市計画法、長野市開発指導要綱等により不適切な開発は抑制されるため、旧村条例の開発協議は廃止

・地下水利用（井戸の掘削及び湧水の利用）の規制は、水利確保が困難な地域性を考慮し、長野市自然環境保全条例に継承

条例の見直しの方針 （2）地域指定の細分化と指定区域

現行条例：市全域において、自然環境の保全が特に必要な地域を「自然環境保全地域」として指定。現在は飯綱高原のみ指定。

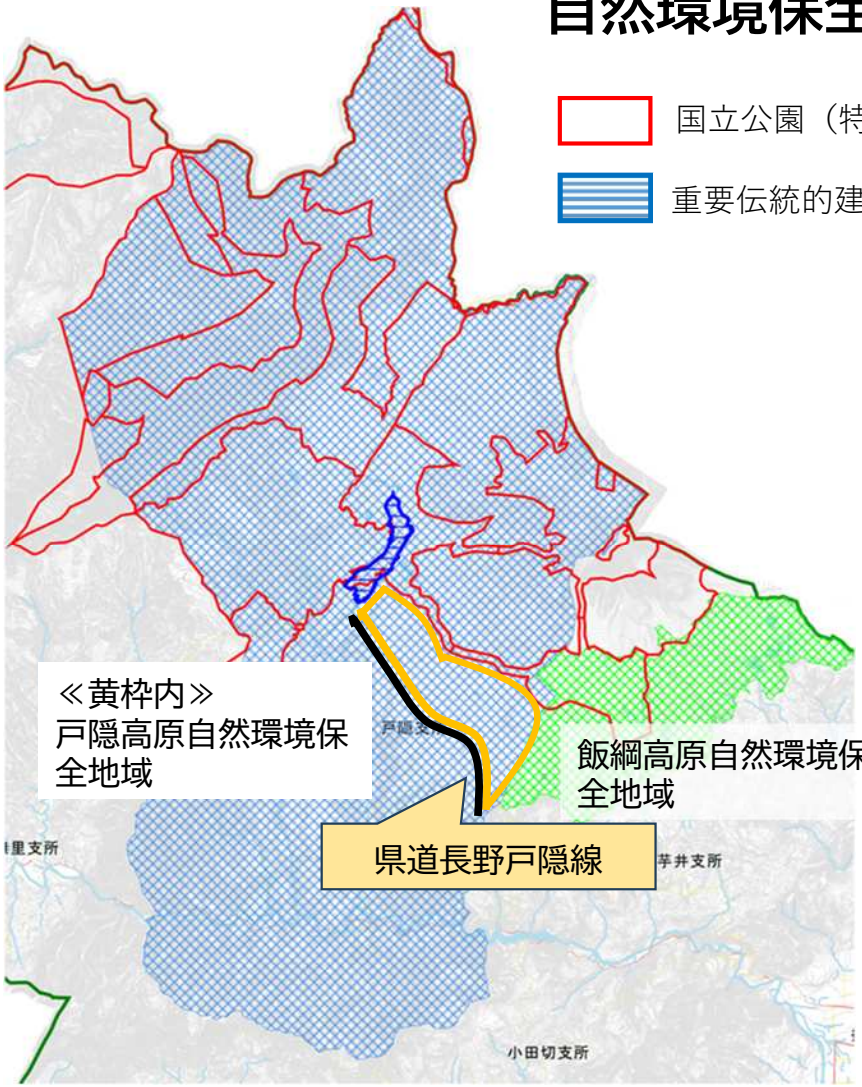
⇒見直し後：「自然環境保全地域」を「飯綱高原自然環境保全地域」、「戸隠高原自然環境保全地域」及び「大岡自然環境保全地域」の3つに細分化してあらかじめ条文で規定し、その中で区域を指定。区域については、「飯綱高原自然環境保全地域」は現行どおり、「戸隠高原自然環境保全地域」は戸隠地区の国立公園外縁エリア、「大岡自然環境保全地域」は大岡地区全域を想定。

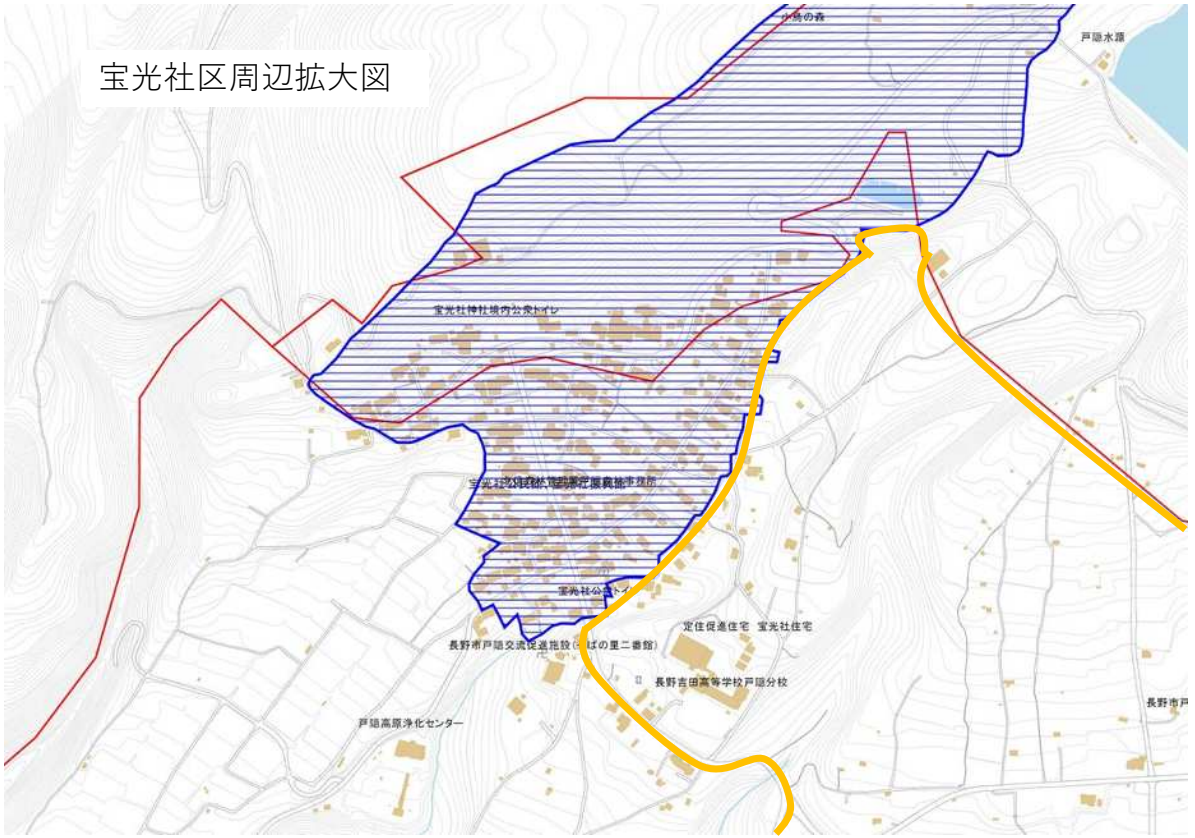
飯綱高原	戸隠地区		大岡地区
飯綱高原自然環境保全地域	戸隠高原自然環境保全地域		大岡自然環境保全地域
【要許可行為】 （1）建築物の新築等 （2）土地の形質変更 （3）鉱物の採掘・土石の採取 （4）木竹の伐採 （5）水面の埋立 （6）井戸の掘削 （7）排水放流・地下浸透 （許可基準） 現行どおり	【要許可行為】 （1）500㎡以上又は13m以上の建築物の新築等 （2）1,000㎡以上の宅地造成 （3）鉱物の採掘・土石の採取 （4）井戸の掘削 （許可基準） 旧村条例の基準を参考に、飯綱高原より厳しい基準（建築物の建蔽率等）は飯綱高原に合わせる 建築物の建蔽率　20%→40% 井戸の隔離距離　500m→300m	≪規制対象外≫ 国立公園の区域 重要伝統的建造物群保存地区 県道長野戸隠線以南の区域	【要許可行為】 （1）井戸の掘削 （2）湧水の利用 （許可基準） ・井戸の掘削：飯綱高原・戸隠高原自然環境保全地域に合わせる ・湧水の利用：行為を行う土地及び湧水の下流域における水資源の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと（大岡自然環境保全地域のみに適用）

自然環境保全地域（飯綱高原・戸隠高原）

国立公園（特別保護地区・第１種～第３種特別地域）

重要伝統的建造物群保存地区





今後のスケジュール

時期	地区説明	環境審議会	庁内
10月		10/1 諮問：条例改正について 10/27 条例案審議・パブコメ実施について	10/9　主幹課長補佐会議 10/28　部長会議（パブコメ実施について）
11月			11/5　記者会見（パブコメ実施について） ≪パブリックコメント≫（11/9～11/27） 検察協議（約3か月）
12月	必要に応じ説明会		
令和9年1月		1/28　パブコメ実施結果について 答申：条例改正について	1/7　主幹課長補佐会議
2月			2/3　法規審査委員会 2/8　臨時部長会議（条例改正について） 2/15　政策説明会 2/17　記者会見（条例改正について）
3月			3月議会　改正条例案上程、議決
4月～8月		※審議会を2回開催し、諮問及び答申を行う 諮問：保全地域の区域の指定について 答申：保全地域の区域の指定について	区域指定予告告示、縦覧、意見募集 区域指定告示
10月			改正条例施行